

枕崎市建設コンサルタント業務等に係る 最低制限価格の算定方法の見直しについて（令和4年6月1日から）

枕崎市が発注する測量・建設コンサルタント等業務委託について、令和4年6月から、下記のとおり最低制限価格の算定方法を変更します。

※ 赤字となっている部分が、今回変更となる箇所です。

1 対象業務と最低制限価格の設定割合

- (1) 測量業務（10分の8.2）
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務（10分の8）
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務（10分の8）
- (4) 補償関係コンサルタント業務（10分の8）
- (5) 地質調査業務（10分の8.5）

2 算定方法

最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に上記1の割合を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とします。

○適用時期

令和4年6月1日以降に公告または指名通知を行う建設コンサルタント業務等の入札から適用

問合せ先：枕崎市役所 建設課 管理係（0993-72-1111〔内線231、232〕）